

請負業務 就業会員 各位

公益社団法人 八王子市シルバー人材センター  
会長 園部 正範

## 令和4年分「配分金支払証明書」送付に伴う所得税の取扱いについて

厳冬の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会員が令和4年1月から令和4年12月まで就業して得た配分金の総額は別紙「配分金支払証明書」のとおりです。(令和4年2月支払分から令和5年1月振込分です。)

内容をご確認いただき、確定申告等にご使用ください。

※金額や内容について不明点等がございましたら事務局経理担当へご連絡ください。

八王子市シルバー人材センター事務局:042-626-1274

## ～配分金収入等に対する所得税の取り扱い(申告判断)について～

## 【配分金収入のみの場合】

〔年間配分金—必要経費等の控除額  
55万円〕の差額が〔基礎控除額  
48万円+配偶者控除額及び扶養  
控除額+その他控除額〕の合計額を  
超えている場合、確定申告が必要と  
なります。

控除対象配偶者及び扶養親族に対する控除額			控除額
区 分			控除額
控除対象 配偶者	一般	70歳未満	38万円
	老人	70歳以上	48万円
控除対象 扶養親族	一般	16～18歳	38万円
		23～69歳	
	特定	19～22歳	63万円
	老人	70歳以上	同居老親
同居老親以外			48万円

## 【配分金収入と公的年金等の収入がある場合】

公的年金が400万円以上の場合、または400万円以下の場合であっても配分金収入が75万円を超える場合は確定申告が必要となります。

※生命保険契約等に基づく年金は公的年金等には含まれません。

◆配分金・公的年金以外の収入がある場合の所得控除及びその他控除については  
税務署にお尋ねください。

八王子税務署:042-697-6221

◆所得税確定申告が必要ない場合であっても住民税申告が必要な場合があります。

詳細は右記 担当課へお尋ねください。

財政部住民税課:042-620-7219

## ～インボイス制度による消費税の取扱いについて～

配分金は請負契約に基づき働いた対価として支払われる報酬であり、消費税を含む内税方式でお支払いしています。本来会員皆様も取得消費税と支払消費税の差額を税務署へ納税しなければならないのですが『課税売上高が1,000万円以下の事業者は納税義務が免除される』ため、多くの方が免税事業者(納税不要)となります。

なお、インボイス(適格請求書)制度の導入後もこの納税義務免除は適用されるため、ご自身で課税事業者登録をされない限りは前述のとおり納税不要となります。

ただし、シルバー人材センター(法人)としては会員皆様が免除となる納税額を代わりに納税する義務が新たに生じるため納税額が大幅増となり、大きな課題となっています。